

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

整理番号	61	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	61)			提案分野	06_環境・衛生

提案事項(事項名)

狩猟免許申請手続のオンライン完結を可能とすること

提案団体

埼玉県、神奈川県

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

狩猟免許の申請等に際して添付が義務付けられている「顔写真」について電子データによる提出を可能とすること。

具体的な支障事例

狩猟免許の申請(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第41条)、狩猟者登録の申請(同法第56条)、狩猟者登録の変更の登録(同法第61条)については、申請者から都道府県に申請書等を提出するものだが、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(第48条及び第65条)により、裏面に氏名及び撮影年月日を記載した写真を添付することとなっている。
このため、手続きのオンライン完結ができず、申請者においては、印刷代や郵送代の負担が生じており、行政においては、写真を受験票に貼付する作業等の事務負担が生じている。
写真の電子データによる提出も可能とする見直しは、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」及びなお、「環境省デジタル・ガバメント中長期計画」における行政手続のオンライン化に関する方向性と合致するものである。
※当県では、令和5年度 624 件、令和4年度 430 件、令和3年度 535 件の狩猟免許の申請を処理している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

申請者側は、オンラインで手続きが完結しないため、必要書類の印刷や郵送・持参などが必要となり、申請にかかる手間が大きい上、郵送・持参等の費用がかかる。
申請を受理する県(環境管理事務所)は、オンラインシステムで一括して受理や申請内容の確認をすることができないため、受理に係る作業が煩雑となり、多大な時間を要している。
狩猟免許試験は電子申請でも申し込みが可能であるが、電子申請とは別途写真を郵送する必要があるため申請者が電子申請のメリットを享受できていない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

提案の実現により県民の負担軽減及び行政手続のデジタル化につながる。

根拠法令等

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第41条、第56条、第61条、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第48条、第65条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

滋賀県、京都府、鹿児島市

○提案内容についてはデジタル化の支障となっているのであれば解消すべきと思う。まだ申請者がすべてデジタル申請できる環境ではないため、併用で行えるようにしていただきたい。
○当府においても、提案内容は①具体的な支障事例に記載のとおり、デジタル庁の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」等における行政手続きのオンライン化に関する方向性と合致するものであると認識している。なお、当府における令和5年度の狩猟免許の処理件数は新規 363 件、更新 830 件の計 1,193 件であり、提案内容が実現した際は、府民の負担軽減に大きく寄与するものと考えている。

各府省からの第 1 次回答

ご指摘の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 48 条、第 65 条で規定する「顔写真」の提出については、今後、デジタル申請でも対応可能となるように、施行規則の改定を検討したいと考えている。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

「顔写真」の提出について、今後、デジタル申請でも対応可能となるように、施行規則の改定を検討していただけるとのこと、感謝申し上げます。申請者の利便性向上、行政の業務効率化に資するため、提案実現に向け速やかに検討いただきたい。
また、検討の内容やスケジュールについても具体的に御教示いただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
行政手続きのオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

各府省からの第 2 次回答

法律施行規則第 48 条、第 65 条で規定する「顔写真」の提出については、今後、デジタル申請でも対応可能となるように、施行規則の改定を検討中であり、できるだけ早急に対応予定。

令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 6 年 12 月 24 日閣議決定）記載内容

4【環境省】

（11）鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平 14 法 88）
狩猟免許の申請（41 条）、狩猟者登録の申請（56 条）及び狩猟者登録の変更の登録の申請（61 条 2 項）に添付する写真（施行規則 48 条 2 項 3 号、65 条 2 項 2 号及び 7 項）については、オンラインによる提出も可能とするよう、令和 6 年度中に省令を改正する。